



オーストラリア大使館東京
ビザ課

トランジット ビザ (サブクラス 771)

申請書類チェックリスト

このチェックリストには、トランジットビザ申請に必要な情報および必要書類を記載しています。また個々のケースにより、追加で必要となる可能性のある書類も記載しています。

申請に関わるパスポートを含む必要書類は、全てコピーをご提出下さい。審査中に書類の認証コピーや原本の提出を求められる場合もあります。

英文で書かれていない書類に関しては、オーストラリア公認翻訳者 - NAATI (<http://www.naati.com.au>) またはプロの翻訳者による英文翻訳が必要です。日本在住の申請者は、翻訳された文書は翻訳業者のレターヘッドを使用したもの、または社印・認証印の押印、翻訳業者／翻訳者の連絡先が明記してあるものをご提出下さい。

申請の際は、書類漏れ・記入漏れのないようご確認下さい。書類に不備があった場合、補足書類の提出を求められる場合もありますが、申請時に提出した書類のみで審査・結果を出す場合もありますのでご了承下さい。

このチェックリストは、印刷して申請書の表に添付して下さい。

申請用紙・申請料金・その他	✓
申請書 (申請書はイミアカウントからオンラインで完成しなければなりません)	
申請料金	
身元確認書類	✓
有効なパスポートのコピー: 顔写真、個人情報、署名、全てのビザ・出入国記録・ビザ申請記録が記載されているページは全てコピー。 注記: ビザ審査中、審査官よりパスポートの原本提出を求められることがあります。	
日本国籍以外の方: 外国人登録証明書、または在留カード(両面コピー)	
乗組員として船に合流する場合、船員身分証明書のコピー(お持ちの場合のみ)	
オーストラリアを經由して他の国へ渡航する場合	✓
オーストラリアを經由して他の国へ渡航することがわかる、航空券予約確認書 注記: オーストラリアに到着する72時間以内に発行された航空券予約確認書であること	
オーストラリアでの旅程	
オーストラリアを經由後、他の国(目的国)に入国出来ることがわかる証明(ビザや証明書類等)	
オーストラリアで船員として船舶に合流する場合	✓
現在有効な Maritime Crew visa (サブクラス 988) を保持していることを証明する書類	
船舶の、現地の海運業者・船会社代理店からのレター(以下の情報が必要): <ul style="list-style-type: none"> お名前(フルネーム) 交代者名 雇用会社名 オーストラリアで合流する船舶名 オーストラリア到着日 船舶に合流する際の港名と日付 ビザ申請者が船舶を所有している場合は、オーストラリアの海運業者・船会社代理店が船員を必要としていることが記載されているレター。レターには、このビザを申請する船員の詳細が必要 	

雇用内容および作業命令について記された、雇用主からのレター	
人物審査	✓
ビザ申請者は、ある一定の人物審査条件を満たさなければなりません。ビザ審査中、犯罪経歴証明書の提出を求められる場合もあります。	
健康診断	✓
<p>ビザ申請者は、ある一定の健康診断の条件を満たさなければなりません。個々の状況により、受診の有無・受診内容が異なります。</p> <p>健康診断の受診が必要な場合は、ビザ審査先が審査を行った上で、受診のご案内を致します。</p>	